

## 熟年者マナビ塾 実施要項

### 第1条 目的

熟年者が小学校に通い、そこで自主的に学習したり、学校支援ボランティアとして活動したりする活動を通して、熟年者が元気で社会に必要とされる高齢期を過ごすことを目的とする。併せて、児童の健全育成、学校の活性化、特色ある学校づくりに資する。

### 第2条 事務局

熟年者マナビ塾の事務局は、飯塚市教育委員会 教育部 生涯学習課に置く。

### 第3条 事業概要

#### 1 学習会場

- ・飯塚市立各小学校

#### 2 対象者

- ・熟年者マナビ塾の活動に賛同する者

#### 3 活動期間

- ・活動期間は、学校の学期に合わせる。
- ・第1期→1学期、第2期→2学期、第3期→3学期

#### 4 活動時間

- ・自主学習は、週1度、8:50~12:00  
時間は学校の都合により変更することがある。
- ・学校支援ボランティアの時間は、適宜決めていく。

#### 5 活動内容

- ・活動は自主運営、自主学習を基本とする。
- ・1日の活動の終わりに、次回または今後の計画を話し合う。

#### 6 参加申込

- ・随時参加申込を受け付ける。

#### 7 参加料

- ・有料(会費 1回100円)とする。材料代等は必要に応じて徴収する。
- ・会費は塾の運営に使用する。

### 第4条 組織

#### 1 役員

- ・塾長1名、副塾長若干名、会計1名を置くものとする。

#### 2 役員を選出と任期

- ・役員は塾生の互選により選出する。
- ・任期は第1期から第3期までの各期間とし、再任は妨げないものとする。

#### 3 役員任務

- ・ 塾長は、熟年者マナビ塾を代表し、円滑な活動を推進する。
- ・ 副塾長は、塾長を補佐する。
- ・ 会計は、塾の会計を行い、各期末に会計報告を行なう。

附 則

この要項は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。